

平成28年第1回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月10日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時37分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

---

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

---

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 菅井 勉 君  
生涯学習部

---

農業委員 会長 飛世 薫 君 農業委員 会長 小ヶ島 清一 君  
会長職務代理者 農事 事務局

---

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 事務局 局長 穴田 義文 君

---

事務局出席者

議会事務局 局長 石川 敏 君 議会事務局 局長 浅利 知充 君

議会事務局 査 前畑 美香 君 議会事務局 局長 粕谷 幸広 君  
議会事務局 査 総務課 主 総務課 主

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

---

○副議長（谷口隆徳君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） おはようございます。

通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目の質問は、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン第一次登録を受け、それに関連する今後の取り組みについて質問いたします。

政府は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに関する海外選手と地域住民の交流を促進するために、ホストタウン構想を打ち出し、各自治体からの申請をもとに、このたびの第一次登録では、69件の申請があったうち、本市を含む44件を決定としたことは報道にもあったとおりです。また、北海道では、隣の名寄市と昨年文教厚生常任委員会で合宿について視察をさせていただいた網走市のこの3市が登録されました。

本年1月23日に遠藤利明東京オリンピック・パラリンピック担当大臣が来市され、その際に、本市と剣淵町、和寒町の1市2町で提出させていただいた要望書の合宿の聖地創造の中でもホストタウン構想について盛り込まれております。

まずは、このホストタウン構想の目的とその制度の概要をお知らせください。また、このたび本市は相手国を台湾のウエイトリフティング選手団としたところですが、その登録された事業内容についても伺いいたします。

政府は、今後、第二次、第三次登録とホストタウンの拡大を図るとしてありますが、まずは、このたびの第一次登録を受け、本市にもたらす影響や効果はどのように想定されているかお知らせください。

次に、合宿の里士別ステップアッププランとの整合性についてお尋ねいたします。

本市は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、合宿の聖地創造と農業未来都市創造を2つの柱としており、合宿については、合宿の里士別ステップアッププランを基本に、これか

らの各種事業を年次ごとに展開していくこととなります。合宿招致の対象としている中にウエイトリフティングも挙げられておりますが、本市においては、ほかに陸上などの多数の合宿の受け入れもしております。そういった意味から、今回の第一次登録において、本市で台湾ウエイトリフティング選手団を選考した経緯をお知らせください。また、本市において、今後、他の競技も申請していく計画はあるのか。もしくはホストタウンについては今回のみと考えているのかも伺いたします。

さて、新聞やニュース、そしてインターネット等を見ておりますと、地域創生に関しては相当数の自治体で合宿招致に取り組んでおり、今後、更に招致合戦が激化するものと思われま。交流人口を増やしていく重要性がここでも見受けられるわけですが、招致と言うように、招き入れるわけですから、スポーツ施設や宿泊施設などのハード面だけではなく、まちが一丸となって合宿を受け入れる態勢づくりが重要と考えます。

本市では、合宿の里士別推進協議会が軸となり、これまで合宿の推進を図ってきた経緯がありますが、東京オリパラに向けて、新たな企業や団体にも賛同、協力していただけるよう、協議会の更なる拡大をしてはどうかと考えています。そして、その中で新たなおもてなし事業等を創出することにより、更に多くの市民に合宿の里としての認識と理解が得られ、目指す合宿の聖地に近づくのではないかと考えます。今まで以上の市民の輪が今後のホストタウンとしての魅力につながるのではないかと考えますが、市の考え方を伺いたします。

最後に、今回の第一次登録も含め、今後の本市によい影響をもたらすためにどう展開していくべきか、考え方を伺いたします。

このたびの第一次登録は、先ほど来お話ししたとおり、北海道では、本市、名寄市、網走市の3件です。網走市は、これまでにラグビーの合宿地のメッカとして国内のチームやトップリーグチームの合宿の実績があり、その縁でこのたびの登録はラグビーオーストラリア選手団としたようです。名寄市は、友好関係にある東京都杉並区との縁で、現在、台湾とも友好交流をしており、そのことから今後の合宿の相手先として台湾を選考したと聞いております。隣まちである本市と名寄市は、同じく相手先を台湾としております。

今回の登録の44件のうち、隣接する自治体で相手国が同一なのは、ほかに神奈川県川崎市と横浜市だけです。私は、このことについてはチャンスだと捉えており、今後、本市と名寄市が連携をとって、まずは台湾選手団をすばらしい態勢で受け入れる、この成果こそが今後の他の競技の受け入れにもよい影響をもたらすものと考えます。川崎市や横浜市と違い、本市や名寄市のような規模のキャパシティーには限界があります。その限界を打破していくことが今後の課題となるわけです。

また、その他においても2市が協力することで、招致した選手にとっても融通性のある合宿になることや、迎え入れる2市においても相乗効果の期待ができます。そういった意味からも、今回を機に名寄市としっかりタッグを組み、内容の充実を図ることや、今後のPRについても2市で受け入れ態勢の充実を図っていることを全面的に前に出し、国内外に発信していけるこ

とが新たな招致につながると考えます。

地域創生の鍵は、広域連携をどう生かせるか、都市部に負けない地域力はここだと強く考えております。今回の件の広域連携についての市の見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答えいたします。

最初に、ホストタウン構想の制度の目的と概要についてであります。

国は、平成26年6月にホストタウン構想を打ち出し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とし、東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を東京のみならず全国的に波及させることを目指しています。

事業のイメージとしては、オリンピックとの交流を通じスポーツのすばらしさを伝える。大会参加国の方々と交流を通じ、外国を知り、日本を伝える。パラリンピアンとの交流を通じ共生を学ぶとし、スポーツ立国、共生社会の実現、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興など幅広い事業を対象としています。

次に、本市の第一次登録の事業内容と効果についてであります。

まず、本市の事業内容については、相手国を台湾として、スポーツ、教育、文化、経済の4分野の交流事業を計画しています。スポーツ交流は、ウエイトリフティング競技を中心とした相互の合宿開催を初め、高雄国際マラソン大会と士別ハーフマラソン大会への選手派遣など相互交流、士別出身のオリンピックの講演会などを予定しています。また、教育交流として、相互に子供たちの受け入れや派遣、文化交流は芸術文化の公演の開催や日本文化の体験、経済交流は相互の観光誘致と物産販売などの事業を申請しています。

本市にもたらす影響や効果としては、オリンピックムーブメントの普及やスポーツ交流による青少年の健全育成や競技力の向上、国際交流の推進などに加え、観光や物産の販売など、本市の経済にも大きな影響と効果があると想定されますし、2020年の東京オリンピック・パラリンピック以降も相手国との交流を継続的にしていくことになります。

また、この事業に関しては、交流に関する経費の2分の1が特別交付税措置として認められるほか、国際競技連盟基準に適合させるための施設改修にはおおむね3分の1が地域活性化事業債の対象となる見込みであります。

次に、台湾のウエイトリフティング選手団を選考した経緯についてであります。

ホストタウンに該当する要件として、相手国は東京オリンピックに出場する選手がいる競技レベルの高い競技種目が求められ、受け入れ側の本市も日本人オリンピックとの交流が要件となっております。台湾ウエイトリフティング協会は、昨年の世界選手権では女子団体が優勝者

を含む世界6位の強豪国であり、一方、日本人オリンピックは、本市からアトランタオリンピックに出場した札幌琴似工業高校の橋典人教諭が該当することで要件を満たしますので、ウエイトリフティング競技を有力種目としたところです。

そうした中、昨年11月、本市出身で早稲田大学の岡田純一教授から台湾ウエイトリフティング協会を紹介していただき招致活動を展開した結果、好感触を得たところから、ウエイトリフティング競技を中心としたスポーツ交流を国に申請したところです。

また、台湾のウエイトリフティング以外の種目の受け入れについては、陸上競技などを中心に、台湾のスポーツ行政機関の助言や国内競技団体にも相談させていただきながら、本市の常連チーム合宿に影響のない範囲で受け入れを推進してまいります。

次に、ホストタウンとしての受け入れ態勢づくりにつきましては、スポーツ、教育、文化、経済など幅広い交流を目指すことから、あらゆる分野で市民一丸となった態勢づくりが必要となります。多くの団体から組織されている合宿の里士別推進協議会、士別国際交流協会、社会福祉協議会、市内経済界など関係団体と十分に協議しながら、受け入れ態勢の構築を図ります。

次に、台湾を相手国としたホストタウンの取り組みに当たっての名寄市との連携についてであります。

台湾と名寄市との交流は、少年野球や修学旅行の受け入れなど教育分野での交流が積極的に実施されております。本市はスポーツ合宿の里として長い歴史を積んでおり、海外とのスポーツ交流の実績がございます。今回のホストタウン事業は、両市がお互いの実績や経験を生かしながら連携を深め、情報を共有することによって、相乗効果のある事業を計画する必要があると考えております。

議員お話しのとおり、ホストタウン構想における士別と名寄の連携を国内外に発信するチャンスであると捉えておりますので、今後、名寄市との連携を更に深め、台湾への積極的なPR活動の展開や受け入れ態勢の整備に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 1点だけ確認を含めて再質問させていただきたいんですが、相手国を台湾にした経緯の中で、聞き間違いだったら失礼なんですけれども、日本人オリンピックとの交流が要件という答弁が今あったかと思うんですけれども、これはあれですよ、士別出身に限らず、例えば士別がやるときにそのオリンピックの協力が必要だよという捉え方でいいんですか。

○副議長（谷口隆徳君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 再質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、士別出身のオリンピックという限定はございませんので、おっしゃるとおり、オリンピックとの交流という意味であります。

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 次の質問は、昨年の第1回定例会でも質問しました小中学校適正

配置計画についての質問です。

適正配置計画については、本定例会初日に安川教育長が述べられた28年度教育行政執行方針の中でも、見直しとされており、今回該当するのは中士別小学校と西小学校の2校となります。保護者や地域には閉校を視野に入れた協議が26年12月から行われておりましたが、保護者や地域の方々にとっては急な計画変更の提案に、驚きと批判の声が上がったのは今年の質問でお話ししたとおりです。

今回は、前回の答弁を踏まえ質問させていただきます。

まずは、今年の答弁の中で、今後の保護者、住民との話し合いについては、きめ細かい対応に努める考えであり、更に時間をかけて、閉校に伴う児童、そして保護者の不安の解消を図ることを最優先とする。保護者、地域の方と共通の思いに立って、将来が展望できる適正配置計画の検討に努めるとありました。

私も全くもってそのとおりだと考えており、存続になろうと統廃合になろうと、一番に考えなくてはならないのは子供たちの学校教育にかかわることであり、保護者と行政が信頼関係を持って子供を取り巻く環境整備に努めることが大切なことであると認識しております。

そこで、昨年から今日まで保護者や地域との協議はどのように進んだのか。答弁にあったとおりに、保護者や地域の不安の解消がされるよう協議がされてきたのか。また、協議されてきた内容もお知らせください。

次に、先般2月22日に小中学校適正配置計画検討委員会が開催されたと同っておりますが、そこで協議された内容はどのようなものがあったのかお知らせください。

新聞報道によると、中士別小学校は29年度をもって閉校、西小学校は30年度をもって閉校という提言書を3月中旬に提出すると書かれていましたが、これは保護者や地域との協議も進み、多くの方の理解を得たという認識でよろしいでしょうか。

最後に、保護者や地域との情報共有のあり方について伺います。

会議に参加された方々は、自分の意見を述べる機会があったり、他の意見などを聞き、今後の存廃について考えてきたものと思われませんが、事情により会議に参加できなかった方は、会議で話されたことについては非常に気にかかる場所であると考えます。まずは、保護者、地域説明会で協議されたてんまつ等は、会議に出席されなかった保護者や地域の方々には配布されてきたのか。また、検討委員会のてんまつについても同様に配布されてきたのかお知らせください。

そして、このたび新聞報道された、結論ともとれる検討委員会での協議内容は保護者や地域の方にお知らせされているのか。この後、3月中旬ごろには提言書として市に提出されることとなっておりますが、保護者や地域の方に不信感を抱かれることのないよう、検討委員会で協議されたことは、今年の答弁にもあったとおり、きめ細かい対応でしっかりとお伝えしていく責務があると考えますが、実際にそうされてきたのかお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

まず、中士別小学校と西小学校の閉校に係る保護者や地域との協議についてであります。

中士別小学校の保護者との協議につきましては、平成26年12月から協議をいたしておりまして、昨年度は3回、そして今年度に入り3回行っているところであり、協議を重ねながら子供たちにとってよりよい教育の提供について検討してまいりました。また、中士別地区住民との協議については、26年12月に協議したところであります。

西小学校保護者との協議につきましても、26年12月から協議をいたしておりまして、昨年度は2回、そして今年度に入り3回行っており、細かい部分まで協議しております。また、西小学校校区住民との協議については、26年12月に協議したところであります。

更に、協議した内容であります。中士別小学校につきましては、通学のためのスクールバス、士別小学校児童との児童同士の交流、留守家庭児童の児童館の利用、自転車通学、統合後の士別小学校での教育環境、統合後の中士別小学校グラウンドの活用方法などについて協議してまいりました。

また、西小学校につきましては、安全な通学方法、スクールバス、統合する学校の児童との宿泊交流研修、留守家庭児童の児童館の利用、スポーツ少年団、統合後の小学校における学習支援員及び心の相談員などについて協議してきたところです。

次に、本年2月22日に開催された小中学校適正配置計画検討委員会の協議内容についてであります。

この検討委員会は、現在策定されている小中学校適正配置計画の見直しに関し教育長に提言を行うため26年11月に設置されたものでありまして、教育委員会が開催する中士別小学校及び西小学校の保護者、地域との協議の場に参加していただき、保護者、地域の方々の意見を伺い、中立の立場で総合的に判断し、提言していただくこととしており、今月の提言書提出に向けて、提言内容の大枠について協議していただいたところであります。

協議の中では、まず、学校の耐震化が必要であり、子供たちが安心・安全な学校で学ぶことを最優先にしなければならない。次に、今後の士別市の児童生徒の減少の見込みを見据えた更なる統合、廃止が必要になる。そして、士別市の財政事情を踏まえた場合、新たに学校を建設することは得策ではないなどの意見が出され、これらを総合的に検討した結果、中士別小学校は29年度末をもって、更に西小学校は30年度末をもって閉校し、中士別小学校は士別小学校に、そして西小学校は士別小学校と士別南小学校に統合する計画の見直しが必要になるとの協議がされたものであります。

また、保護者、地域の方々の理解につきましては、全ての方々の理解を得ることはかなり難しいことではあります。両地区とも、将来の児童数の減少、耐震構造の学校施設の必要性、安全な校舎、統合後の教育環境、士別市の財政状況などについて一定程度理解をいただいていると考えております。



次に、情報共有の点につきましては、中士別小学校の保護者においては、昨年の3月から保護者がみずから協議の場を設定しておりまして、そこに教育委員会職員がお伺いして説明をさせていただいており、保護者の大部分の方が出席されており、情報は共有されていると考えています。

一方、西小学校の保護者は約100世帯であり、説明会に参加される方は回を重ねるごとに減ってきておりましたので、統合に関しての質問、意見をいただきたく、保護者全世帯に文書で依頼し、いただいた質問、意見に回答したところであります。また、今年度で開催した説明会で協議した内容と保護者からの質問、意見及び回答について、郵送により保護者全世帯にお知らせし、情報の共有を図ったところであります。

また、検討委員会のてんまつの提供については、現在、提言をまとめる協議をしているところであり、まだ保護者や地域の方々に配布する段階には至っていないと判断しております。今後、今月中に検討委員会から適正配置計画の見直しについて提言書を提出していただくこととなっており、提言内容と計画の見直しについて、中士別小学校の保護者、地区住民、西小学校の保護者、そして校区住民の方々にお知らせし、情報を共有する中で適正配置計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問いたします。

この件に関しては、昨年も質問させていただいたとおり、いろいろ地域の方ともお話しする中で、すごく複雑な多様な御意見もありますので、やはり教育委員会としてもすごい難しい課題ではあるということは認識しているんですけども、昨年の質問も今回もそうですけれども、基本的に私は閉校になること自体は、それ自体を否定するものもないと思いますし、必ずしも地域が衰退するとも思っていない。ただ、あくまでも、先ほどの質問でもお話しさせていただいたんですが、やはり行政と保護者も含めた地域がある程度共通認識の中で、特にその学びやという部分に関しては事業を進めていかないと、後々にどうしてもひずみが出るんじゃないかという、そういう私は懸念があるんですよね。

そういった意味で何点か再質問させていただきたいんですけども、まず、保護者、地域との協議という部分の質問に対して、保護者のほうの回数は今お聞きしましたが、地域のほうはしていないということで、1回ですか。1回ですね。それで、その説明会をやったのがいつごろやったのかお聞きしたいと思います。

それと、検討内容について一定程度の理解は得ているという認識だとお話が今ありましたが、それは何を根拠にそういうお考えになったのかという部分、今、アンケートの答弁がありましたので、アンケートの件数も、世帯数に対する件数もしあれば教えていただきたい。その理解できているという根拠を提示していただきたいという意味でお願いしたいと思います。

それで、正直私がいろいろお話を聞いているのは、答弁いただいている中では、とてもきめ

細かく地域の意見を聞き取れていないんじゃないかとやはり感じてしまう部分があるんですね。そういった意味で、昨年の答弁で教育長がおっしゃったとおり、この1年、教育委員会として自信を持ってやってこられたのかという部分、それもお伺いしたいと思います。

そして、最後に検討委員会の内容について、最終的に提言書を提出してから市のほうで地域に説明するというお話がありましたが、当然それはそういう順序になるものだと思うんですけども、特に今回に関しては、私は地域の理解がそこまで深いものでないと思っているので、公式ではなくてもいいんですけども、先ほど御答弁の中で、中士別地区はPTAを中心に、市教委のほうを呼んでいろいろ協議してきたと。だからある程度共通認識だというのがあったんですけども、西地区のように100世帯ぐらいあって、PTA単体ではなかなかそれは難しいとなったときに、呼ばれなければ行かなくていいのかなという、そういう疑問もあるんですけども、教育委員会としてはその辺どういうふうにお考えか御答弁願いたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 再質問にお答えいたします。

まず、初めの、地区での説明会、地域住民への説明会の部分であります。中士別小学校は1自治会でございますけれども、中士別自治会との協議につきましては26年12月19日に行っております。更に、西小学校の校区というのは非常に広い範囲でございます。駅南自治会、観月、南士別、西士別、学田など非常に広い範囲でございますが、この校区住民の方への説明会につきましては、チラシを全戸配布させていただきまして、この説明会につきましては26年12月21日に開催いたしましたところであります。

それから、西小学校の保護者に対します説明会の中で、回を重ねるごとに実は参加される方が減ってきたこともありまして、保護者全世帯に対して文書で質問、意見をいただきたいと思われましたので、昨年の9月に全保護者へのお手紙を出しまして、文書で9人の方から意見、御質問をいただいております。それに対しましても、説明会のてんまつを全世帯に郵送で配布したとき、その中にその質問の回答等も一緒にお知らせしたところであります。

それから、3番目の西小学校の保護者の部分の、一定程度統合に関して理解が得られているかという部分は、これは実はすごく難しい部分もあるんですけども、先ほど申し上げました9人の文書の質問の中でも肯定的な意見ももちろんございました。更に、直接的に教育委員会が広く西小のPTAに対してアンケートというものは、賛成ですか、反対ですかというようなアンケートというような形はとっておりませんが、いろいろ御意見をお聞きする中では、もちろん肯定的な方もいらっしゃるというふう聞いておまして、その辺の何割が賛成で何割が反対かという数字的な部分としては捉えていないところですけども、一定程度理解いただいているのかなというふうには理解しているところなんですけれども。

あと、西地区のPTAが、中士別につきましてはPTAで自主的に集まってくださったんですね。それを何回かやって、そこに教育委員会ちょっと来てくれということで、そこで説明をさせていただいたんですが、西小学校は100世帯があるPTAでございますが非常に難しい部

分もありまして、じゃ行かなくていいのかという部分につきましては難しい部分もあるんですけども、今後、提言をいただいて、今後その提言の内容と見直す計画案について説明するときに丁寧にしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） ありがとうございます。

すごくおっしゃられていることもよく理解はできるんですけども、やはり今回は当初のいきさつというのがすごく地域の方にとっては印象的に残っている部分もあるので、正直、会議にはもう出たくないといったらあれですけども、もうという諦めている方も僕はあるんじゃないのかなと思います。

そういった意味で、私は今の再質問の御答弁にもありましたけれども、全然、例えば100世帯あるので西小地区には教育委員会としてはなかなか出向きづらいというか、集まる機会も少ないという部分があるのであれば、私は、PTA役員というのは各学校にございますので、やはりそういうところと協議をしながらやっていくべきだったんじゃないのかなと思います。

そして、今回の提言、新聞報道によるその提言の内容は、恐らく期限つきで29年度と30年度とそれぞれということになっているので、なおさら、もう決まってしまった感が先行しちゃっているんじゃないのかなと思うんですよね。そういったことを考えると、決してそれは理解しているという意味でもないと思われま。

先ほど私が言った、検討委員会でどういうことが協議されたというのをお伝えしたほうがいいんじゃないのかなというのは、やはりその内容がわからないと地域の方にとってはグレーなんですよね。もう決められて、ただやっているだけじゃないかと思っている人もいます。ですが、私はこのてんまついただきまして全部内容を確認しましたけれども、すごく皆さん親身に西地区のこともちゃんとお話しいただいていますし、そういったことを、公式の場じゃなくてもいいんですけども、現段階でこういう状態なんだということとか、検討委員会の皆さんはこういうふうを考えているんだよということは、やはり説明して、ある程度理解を得ていくという、そういうスタンスが必要だったんじゃないのかなと思うんですよね。

そういった意味も含めまして、再々質問で終わってしまうんで、ちょっと市長にもお伺いしたいんですが、昨年の再々質問の御答弁の中で、今回に関しては財源も含めて全庁的な理由もあるということで、地域に自分から出向くのは何もためらっているわけではないという御答弁があったと思います。それで、今、現段階ではまだ具体的な話が始まる段階なので行くべきではないという判断だったようですけども、今こういう状況になって、仮に市長が地域に出向くとすれば、やはりそれは提言書を受け取って、市が決定してから行くのがよいと御認識されているのかも伺いして、再々質問を終わりたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺議員の再々質問にお答えいたします。

昨年この問題について御質問いただきまして、1年経過したわけでありまして、主役は子供たちでございます。それで、士別市のまちづくり基本条例の基本というのは、やはり情報を共有するというのが、まず基本的に1つあるわけでありまして、例えば、将来的に人口減少の中で子供たちはどう減少していくのかという問題、あるいは、今、西小、中士別小についても耐震化になっていない学校でありますので、子供たちの教育環境としてどうあるべきなのかという問題、なおかつ、今、将来を展望して、では学校を改築できるのかという財政的な問題などなども含めて、情報をしっかりと保護者、地域の皆さん方にお知らせをして、そして、その中で情報を共有する中で方向性を出していくというのが基本だということで、そのように私は思っている次第であります。

1年経過して、正直申し上げて中士別についてはそれぞれPTA、保護者の皆さん方との協議が順調に進んでいるというふうに教育委員会から報告を受けているんでありますが、西小については、説明会を開催するごとに集まらないということで、これは教育委員会、行政に対する不信感も一部ではあるのではないかと、こう思っている次第であります。

情報を共有して議論をしながら方針を出すというのは基本でございますので、そういった意味では、今回この検討委員会から教育長に対して提言書がもう既に計画されているということで提出されますので、これを受けながら、しっかりとした方針を示しながら、より一層地域の皆様方、そして保護者の皆様方と情報を共有して理解を求めていくと、こういうことを教育委員会は積極的にやっていくべきであるし、そのときに私も必要であれば出てお話をしていくという考えでいることは変わりはありません。

以上であります。

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問は、ここでも何度となく議論がされてきましたが、日向スキー場の利用促進について、日向温泉との連携、相乗効果を踏まえた中での質問をいたします。

近年では24年第1回定例会で私が、25年決算委員会で国忠委員が、そして26年第4回定例会で村上議員が同様の趣旨で質問しております。それだけ市民からも日向スキー場についての意見が出ていることを御認識いただき、今回御答弁いただきたいと思っております。

まずは、ここ数年の利用者数の推移を伺いたいと思っております。過去5年間の実績をお知らせください。

さて、日向温泉は経済部畜産林務課が所管で、指定管理により運営。一方、日向スキー場は市教委スポーツ課が所管で、市の直営により運営されていることは御存じのとおりです。これまでの議会でも、連携により利用者数の拡大をとる質問に対して、市の答弁では、連携して協議をし利用促進に努めると答弁が幾度もあったと思っております。

そこで、まずはスキー場と温泉の運営においてどのような協議がなされ、利用促進の連携はどのようなことがされたのかお伺いいたします。また、それにより利用者促進にどのくらい効

果があったのか、分析されたことも伺っておきたいと思います。

また、利用者ニーズについてですが、24年第1回定例会の私の質問の答弁に、3月末の道北日報杯ジャイアントスラローム大会でアンケート調査をするとあり、実施されましたが、その後も継続しているのか。また、どのくらいの意見が寄せられているのか。利用者ニーズはどのようなものがあったのかもお知らせください。

次に、29年に予定されている第1リフトの更新についてお伺いいたします。28年度予算に第1リフト更新に伴う実施設計等で1,600万円ほどの予算措置がされております。質問の関連、趣旨の関係上、こちらの一般質問で質問させていただきます。

リフトの更新については、26年の第4回定例会の村上議員の質問の答弁で、スキー協会やスキー学校を初め、スキー、スノーボード愛好者から意見を聞く機会を設定し、意見の集約を図るとありましたが、どのような形で意見聴取したか。また、どのような意見があり、基本方針が出たのか。リフト更新の概要をお知らせください。

次に、日向温泉行きのバスのダイヤについての質問です。

これまで士別軌道の日向温泉経由中多寄線のダイヤは、士別からの往路で9時40分、14時00分、16時30分の3便があり、日向温泉からの復路では11時05分、15時25分、17時55分の3便がありました。27年度からは、最終便の利用者数の減少ということで、それぞれの最終便が廃止されました。

日向温泉経由の特別バスは、利用促進のため温泉の利用者に対し無料化とし、市がそれを負担することとしておりますが、スキー場の利用に対しても無料化となっております。温泉の利用者の多くは車の運転等が困難である高齢者が多くを占めており、スキー場の利用者は運転免許を持っていない学生が大半であると認識しています。そこで、ダイヤの変更に関して関係団体や利用者との検討はされてきたのか。また、検討した内容があればお知らせください。

温泉を利用する高齢者の多くは、平日、土日問わず、9時40分の便や14時の便に集中すると思われる。スキー場の利用者は学生が大半でありますから、土日などの休日であれば9時40分の便や14時の便にも乗れます。しかし、平日ともなれば、学校から帰って16時30分の便に乗ることはなかなか難しいのではないのでしょうか。仮に乗れたとしても、復路の最終便は17時55分でした。実質1時間もないダイヤですから、そもそもが乗るわけもないと思うのですが、この便は利用者が少ないからとの理由で廃止になったことに疑問を抱きます。スキー場の利用者の声は聴取されてきたのでしょうか。御答弁願います。

これまでの議会では、常に連携をすると御答弁いただいておりますが、さきに質問した事案を考察いたしますと、どうしても連携がとれていないと感じざるを得ません。24年の第1回定例会の私の質問で協議会の設置を提言させていただきましたが、その際の牧野市長の御答弁では、引き続き、指定管理者、両施設の関係者並びに日向温泉サポート町民会議等からも意見をもらい、ともにアイデアを出しながら、よりよい相乗効果が発揮できるよう鋭意取り組むとのことでしたが、この点について市長はどのように御認識されているのでしょうか。今回、再度日

向地区の利用促進に向け、しっかりとした検討会議がなされるよう、運営協議会の設立を要望いたします。

一般質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 日向スキー場は道内では比較的早くオープンできる天然雪のスキー場であり、今シーズンは雪不足の中、近隣では最も早い12月6日から営業を開始しているところです。

全国的な傾向として、スキー、スノーボード人口は平成10年の約1,800万人をピークに半減していましたが、ニセコ周辺を中心に、パウダースノーを求める多くの外国人客が訪れるなど回復基調にあるとの見方もあります。一方、日向スキー場の過去5年間の利用者数は、平成22年度が23万6,068人、23年度が20万6,885人、24年度が16万8,363人、25年度が19万8,855人、26年度が19万9,954人となっており、13年度あたりからほぼ横ばいの実績となっております。

次に、スキー場と温泉の運営についての連携協議と効果についての御質問ですが、平成29年度にリニューアルオープンを予定している第1リフト更新に向けた議論の場として、スキー連盟、スキー協会、スキー学校、スキー少年団、スノーボード関係者、多寄体育協会、日向温泉、日向温泉サポート市民会議など17団体から19人に御参加をいただき、日向スキー場リフト改修に伴う関係者の意見を聴く会を組織し、この中でリフト更新のみならず温泉との連携を含めた活発な議論がなされてきました。

主な意見を御紹介しますと、樹木伐採による南側へのリフト移設、リフト運行距離の延長などのリフト更新に関するもののほか、林間コースの造成、キャンプ場までの滑走距離の延長などのコースに関するもの、このほか、4月までの営業期間の延長、センターコースの雪崩対策、温泉とのセット券の販売、駐車場の拡幅、ワックスルームの整備などさまざまな御意見をいただき、既に着手し効果を上げているものもございます。

今シーズンからリフト1日券購入者を対象に、日向温泉のラーメンまたはポークカレーが100円の割引、温泉入浴料も100円割り引くという連携サービスを開始し、2月末現在で延べ562人の方に御利用いただいております。

このほか、センターコースの雪崩対策として、意見を聴く会のメンバーが、昨年5月、9月、11月の3回にわたり、斜面に約1メートル幅の溝を掘る作業を行いました。手作業による大変な重労働をいただき溝を4段造成しましたが、今シーズンは現在も雪崩が発生せずに、センターコースを楽しめる状況となっております。最近では、2月20日に意見を聴く会のメンバーによって林間コースの新設に向けた現地調査を行い、上級者向けのパウダーゾーンや、子供たちも安全に楽しめる林道を活用したコースなど、実際にメンバーが滑走して斜面の危険性や圧雪整備等の日常管理に問題がないかなど、その実現の可能性について確認したところです。

次に、平成23年度から実施している日向スキー場のアンケート調査についてですが、26年度までに255人の方に回答をいただき、年齢、性別などの情報ごとに、滑走時間やリフト券の利

用状況等を把握しています。その中での自由意見としては、カメムシ対策、トイレの洋式化、9時までのナイター営業延長、3時間券の導入、コースの増設、ロッジ内の段差解消などさまざまな御意見が寄せられ、可能なものから順次対応してまいりました。

次に、リフト更新についての意見聴取と基本方針並びにリフト更新の概要についての御質問ですが、日向スキー場リフト改修に伴う関係者の意見を聴く会からの意見聴取をもとに、リフトの位置に関する現地調査を行う中で、雪のない時期にコースの幅や地形を確認した上で第1リフト更新の基本的な方針を決定してきたところです。

リフト更新の詳細は、設計業務を受注したコンサルタント会社と協議しながら、再度、意見を聴く会のメンバーとの議論を経て決定していく予定ですが、現段階での大枠の構想としては、現在のリフトのラインは大きく変更することなく、乗り場の位置を1号柱付近に移動し、現在と逆回転の運行とすることでロッジからのアクセスとリフト待ちスペースを確保することとしています。また、降り場を約150メートル上部に延長することで長距離の滑走とスラロームコースのナイター利用が可能となり、10年後に更新時期を迎える第2リフトへのアクセスを踏まえたペアリフトへの更新を予定しています。

次に、日向温泉行きバスのダイヤ改正についてです。

中多寄線の往復5便のうち3便が日向温泉を経由しておりましたが、利用者の減少とバス料金の実質値上げ改定により、やむなく平成27年5月1日から16時30分士別駅発便の日向温泉経由を廃止し、直接、風連を往復する運行に変更したところです。16時30分士別駅発便のスキー場利用者の乗車状況は、12月から3月までの4カ月間で平成24年度が18人、25年度が34人、26年度が26人となっており、他の2便と比較しても極めて利用が少ない状況にありました。

このたびのダイヤ改正については、スキー場利用者の声を聞くことはできておりませんが、日向温泉、多寄地区自治会連絡協議会、士別軌道株式会社、士別市地域交通活性化協議会及び名寄市との協議の上決定したものであり、議員御指摘のとおり、運行時刻の変更によってスキー場利用者に配慮した運行も可能ではありますが、第一に考えるべき通院や買い物など生活路線として御利用いただいている方々への影響を含め、費用対効果のみならず、多方面への影響を考慮し、やむを得ないものと判断したところです。

次に、運営協議会の設立については、日向スキー場リフト改修に伴う関係者の意見を聴く会が、日向温泉関係者を初めとして、日向振興に欠かせない中心的な役割を果たしていただける方々で構成された組織であり、熱心な御議論の中から一定の成果に結びついている状況にもありますことから、第1リフト更新完了後の平成30年度以降も、日向エリア一帯の振興についての議論の場としてその機能を維持し、運営協議会と同様の役割を担っていただけるものと考えております。

一般客の利用促進はもちろんのこと、ホストタウン構想の相手国である台湾を初めとする外国人観光客や、まだ受け入れ実績の少ない大学のスキー部の誘致、更には各種大会やイベントの開催など、第1リフト更新を機に、更に魅力ある施設としてにぎわいを取り戻せるよう、連

携した取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 今の御答弁で、運営協議会の設立に関しては、今現在ある意見を聴く会が主軸になるということで、たくさんの意見が出ていることも今お伺いしましたので、日向スキー場に関しては直営ですから規則でいろいろ、例えばリフト券についても定められていることが多いので、なかなか変えること自体が難しいと思うので、ぜひ意見を聴く会で出た意見を尊重して、その辺も改正していけるような、そういう組織にしていきたいと思います。

1点再質問なんですけれども、バスのダイヤについて再質問させていただきます。

今、御答弁いただいた中でも、利用者数も御答弁いただきまして、明らかにその前の、土別発で言うと9時40分と2時の便ですね、これから見ると明らかに少ないのはわかるんですけれども、私も質問でお話ししたとおり、平日で言うとそもそもが土別発で言う4時30分の便に乗ると日向温泉に着くのは16時58分ですから、約午後の5時ですね。そして、それが風連に行ってまた日向に戻ってきて、日向から出る最終便が1時間も満たない17時55分なんですよ。なので平日はそもそもスキー客は乗れない設定だったんです。

ちなみに私が子供のころは日向から出る最終便で7時10分、19時10分です。そういうのもあったので、今と時代も違いますから利用客も多かったんですけれども、そもそもが乗れない設定だったのに、利用者数が少ないよという判断するのも私は違うと思うので、ぜひまた改めて関係団体と協議しながら、利用者数、ただでさえ今スキー人口は減っているわけですから、スノーボードもそうですけれども、利用しやすい体制をとっていただきたいと思います。確かに生活基盤のための路線でもありますけれども、日向スキー場に寄ったからといって、まるまる1時間おくれるわけでもないですし、その辺もうちょっと協議、煮詰められる余地があるんじゃないかなと思うので、その辺改めて協議していただければでしょうか。

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

渡辺議員の御指摘のとおり、最終のこの便が風連から折り返してくるときの時間もこれから1時間後というようなことで、かつては7時の便もあり、ただ、そのときには日向温泉自体の利用の状況というのも、かなり一般の市内のさまざまな団体等の宴会等も含めて、利用者かなりあった時代ということもございます。利用がなかなかできないような設定の中で、少ないという部分だけを論議するというのもあろうかと思いますが、とにかく中多寄線自体が、その利用状況が本当に徐々に落ち込んできているという状況にもあって、その中で、御答弁でも申し上げましたように、あくまでも日向の利用という部分と、あわせて中多寄地区、国道から一本西側に入った部分の方々の買い物や通院などがという生活路線としての維持という位置づけもありますので、それらも含めて、こちらのスキー場サイドとして、更に地域交通を所管している部局との協議等は、更にいいアイデアがあればということで進めてまいりたいというふう



に考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

最初に、次期総合計画策定について、その基本的な考え方についてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

現在の総合計画は、17年、旧士別市と旧朝日町の合併により新たなまちとなり、そのときの合併時に策定された新市建設計画を基本とした、平成20年度から29年度を目標年次とする10年間のものであります。そして、この計画では、地域力をキーとして、基本理念では、市民連携、地域資源、そして交流を掲げ、5つのまちづくりの基本目標を設定し、各分野における施策を計画的に進めると。また、計画最終年度の29年における将来人口を2万1,000人と想定いたしました。この人口推計は、コーホート要因法により、10年後の人口を推計人口2万人、交流人口1,000人を加えた2万1,000人としたところであり、この人口規模を基本にまちづくりを進めてきているところでもあります。

そこで、最初に、新しい計画を策定するには、まず、現計画の総括といいますか検証をしなければなりません。具体的な作業はこれからだとも思いますが、計画されて実施した事業の評価はどのような手法、手順で行われるのでしょうか。現計画の検証についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、計画策定の基本姿勢についてであります。言うまでもなく、総合計画は将来士別市をどのようなまちにしていくのか、そのために誰がどんなことをしていくのか、総合的、体系的にまとめたものです。市の福祉や経済、教育や環境といった全ての計画の基本となるもので、まちづくりの道案内となるものだともいえます。

そこで、この総合計画に関しては、地方自治法により議会の議決を要することとしていましたが、平成23年の一部改正により、議会の議決は市町村の判断に委ねられることとなりましたが、24年4月より施行した士別市議会基本条例に、議決事件の追加として総合計画基本構想・基本計画を掲げているところでもありますので、ぜひこれに沿って議会の対応を願うものでありますが、これに対する考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、今の総合計画と次期総合計画の策定時で大きく違うところがあります。それは、今の士別にはまちづくり基本条例が制定されていることだと思います。素案でも、この基本条例に基づいて策定作業を進めるものとしていますが、この地域自治基本事項が定められたことにより、総合計画では具体的にどう変わってくるものなのでしょうか。

20年度の計画ではキーワードを地域力としていましたが、それは各自治体は地方自治と呼ばれていたように国の傘下にある地方といった概念でしたが、地方自治から地域自治と称し、自己決定、自己責任に基づく自立した自治、いわゆる、国から自立した地域との概念に変わってきた背景での計画でしたから、キーワードを地域力として進められてきたと考えられます。

そこで、自治体に求められていたのは地域自治の基本事項を定めた自治基本法の制定でした。それを牧野市長は、まちづくり基本条例や市民参加条例などを制定してまいりましたが、これらの条例の制定により、具体的に総合計画策定はどう変わるのかお聞かせいただきたいと思えます。

次に、総合計画はこれまでは全てが10年間の計画期間でしたが、新たな策定方針の素案では計画期間を8年間としています。市長公約、マニフェストを反映させるとしています。8年間とする理由をもう少し具体的に説明を願いたいと思えます。

あわせて、新しい総合計画の策定時においては、どのような形での市民の意見の聴取を行うのでしょうか。というのは、今までも各種計画策定時には検討市民委員会やアンケートの実施、更には各種関係団体との意見交換を経て、最後にはパブリックコメントの実施がパターンとなってきましたが、私は、今回の計画でぜひ取り入れていただきたいと考えているのは、地域ごとの要望を把握して、地域ごとの指標をつくってはどうかと考えています。

今までは分野ごとの計画はありましたが、地域別のもはありませんでした。朝日総合支所区域や各出張所区域を初め、中央市街地区でも東西南北でも課題や要望は変わりますし、何よりも市民が一層まとまり、行動を起こしていただくためには、大きな分野ではなく小さな区域も考えながらまちづくりを進める必要があるのではないのでしょうか。そのためには、大変かもしれませんが、地域が何を求めているのかをしっかりと把握をして、地域住民みずからが目標を立てて実践していただくことが、地域力が一層推進されることにもつながっていくのではないのでしょうか。この地域ごとの意見の聴取とあわせて、地域目標についてはどのように考えられるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

この項目では最後の質問になりますが、新しい総合計画は平成30年（2018年）を初年度としてスタートしますが、計画策定作業は新年度の28年度のほぼ1年間となりますが、ちょうど牧野市長の2期目の満了も迎えるところでもあります。あわせて、市町村合併は、合併して10年たってからが正念場といわれています。市も10年が過ぎようとして、いよいよその真価が問われる時期でもあること、そして市長の2期8年間の検証とあわせて、新たなまちづくりのスタートにもなること、更には、首長として初めての総合計画策定にも当たられるわけでもありますことから、ぜひ牧野市長御自身の決意もお聞かせいただきたいことを申し上げ、質問とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度を初年度とする次期総合計画の策定に向けては、去る1月28日の士別市振興審議会にて計画策定に係る諮問を行うとともに、議会全員協議会でもお示した策定方針に基づき、29年度までの約2年間の作業に着手したところです。

この策定方針でも示しているとおり、現計画の成果と課題を明確化し、今後の対策を見きわめながら計画を策定することが重要であり、こうした視点に立って検証作業を進めることが必

要と考えています。

検証方法については、今後、具体的に検討を進めますが、当面は施策ごとの成果と課題の洗い出しを行う予定であるほか、28年度に実施を予定している市民アンケートにおいても成果と課題に関する項目を設けるなど、市民の皆さんの声を検証に反映させるよう努めてまいります。

次に、計画策定の基本姿勢についてです。

次期計画は、まちづくり基本条例の基本理念や基本原則に基づき、基本条例の第19条に示すとおり、総合的で計画的な行政運営を行うための最上位計画として策定します。また、策定に当たっては、議会基本条例での位置づけも踏まえ、市民、議会、行政の連携にも意を配するとともに、特に、各層の市民の参加、参画を得るよう努める考えであり、さまざまな意見を集約する中で、市民共有の目標となる計画づくりを目指します。

次に、現計画と次期計画の相違点でもある基本条例に基づく考え方についてです。

現計画では、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりを基本理念に掲げ、地域力をキーワードとしてきました。この地域力とは、市民が自立的に地域課題の解決や地域の価値を創造していく力をあらわしたものであり、自立した地域を市民みんなでつくり上げていく思いも込められています。また、策定時には、市民アンケートやまちづくりワークショップなど、多くの市民の皆さんの参加のもとで作業を進めました。

こうした理念や市民参加について大きく考え方が変わるものではありませんが、次期計画においては、本市の憲法でもあるまちづくり基本条例の精神を第一に、市民が主役となったまちづくりを一層進めるため、より市民に身近で、わかりやすく、市民の視点に立った計画を市民の参加、参画のもとでつくり上げていく考えです。加えて、20歳未満のまちづくりへの参加など、基本条例に基づく取り組みを進めます。

次に、計画期間の考え方と市民の意見聴取についてです。

まず、計画期間については、基本構想と基本計画を向こう8年間とし、実施計画は市長公約や重点プロジェクトの反映を図るため、向こう4年間を実行計画、その後の4年間を展望計画とする8年間を基本に、4年ごとに見直しを行うものとしたところです。このことにより、総合計画と市長公約との連動性が確保されるとともに、短期的な期間設定になることで社会情勢や環境の変化にも柔軟に対応できる計画になるものと考えています。

また、市民の意見聴取については、今年度中に検討市民委員会を設置し、現計画に対する評価と今後の取り組みに対する意見をいただく予定であり、更に、市民アンケートの実施を初め、地区別での懇談会、市民団体等との意見交換、中高生からの意見、パブリックコメントの実施のほか、本市にゆかりのある方からも御提言をいただくなど、幅広い意見聴取に努めてまいります。

次に、地区別計画についてです。

本市はこれまで、昭和と平成の二度の大合併を経て発展してきたまちであり、各地域それぞれの歴史や特色を有しています。こうしたことから、次期計画においては地区別の課題を踏ま

えた計画づくりを進めたいと考えています。更に、この地区別の計画づくりに当たっては、地域担当職員と自治会の共催による地域政策懇談会を初め、アンケートや地域ごとのワークショップなどを実施する中で、各地域が目指す将来の姿などについても議論を重ね、更なる地域力の向上と発揮に結びつけていきたいと存じます。

最後に、次期総合計画に当たって私自身の決意についてであります。

松ヶ平議員お話しのように、次期総合計画は私が市長に就任して初めて策定する計画になります。次期計画では、計画期間を市長任期と連動させることや地区別計画の導入など、現計画の構成とは大きく変わる部分もあります。こうした中で、本市の憲法に当たるまちづくり基本条例の基本原則に基づき、策定方針にのっとり作業を進めていくとともに、地方創生という大きな時代の転換期にある中で、地域が一層の主体性と責任を持ってまちづくりを進めていくことができるよう全力で取り組む決意です。

自治体の実力が問われている時代にあって、市民の笑顔があふれる元気なまちを目指して、10年先に立って今を見る先見力、柔軟な発想による企画力、スピード感のある実行力の3つの力を行政が発揮するとともに、市民の英知を結集し、次期総合計画の策定を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 答弁いただきまして、確認を含めた再質問、要望も含めた再質問になるんですけども、させていただきたいと思います。

私、地域別課題ということでお話をさせていただきました。今までの総合計画では、オール士別での基本的姿勢で具体的な推進、物を建設するというときには、年次計画にも出ていたんですけども、例えば、市街地域の東西南北を割っただけでも、例えば北方面を見ると、私も北方面なんですけれども、最近そこで俗に言う買い物をするお店がよいよ少なくなってきました。

スーパーというのはみんな南側に集中してしまって、北側では小売店が、商店が1店あるだけと。あとはコンビニで何とか対応しているということですけども、高齢者に向けても、なかなかバスで買い物に行く、なかなか全部配達をしてくれないといった、そういった課題も出てきていますので、この総合計画に当たっては、どこまで個人経営のところまで踏み出せるかは別としてですけども、その課題というのはやっぱりしっかりあるんだということを地域の方と協議をして認識をしていただいて、そういう誘導する、動線を持ってくるという形なんかも、具体的ではなくとしても、文言的、将来的にそういう方向性も考えているという、そういう具体的な、抽象的でもいいですけども、そういう計画をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

行政のやれる範囲は限られていますけれども、ぜひそういうところまで地域との、地域との懇談会というお話もされましたけれども、踏み込んだ議論をしていただきたいというふうに思います。ということで、お願いいたします。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 松ヶ平議員の再質問にお答えいたします。

一般質問の答弁でも申し上げたんですが、今回につきましては、地域別の構想を練るということで私は考えてございます。私の持論としては、いつも申し上げているんですが、農村があるから都市がある。地方が元気になって初めて北海道、日本が発展する。こういう基本的な考えあるものでありますから、土別は合併したまちでありますので、それぞれ朝日には朝日の歴史もあり、資産、財産もたくさんございますし、あと、上土別、それから温根別、多寄、中央、農村部含めて、それぞれ特色を持って地域の皆さん方が頑張っているから、それぞれの地域ごとの目標もしっかり定めながら、御質問にあったとおり計画を策定していきたいと思うんです。

それで、問題はまちの中ですが、細部に分けるとするのは東西南北いろいろあるわけでありまして、でき得るならば学校、小学校地区、あるいは中学校地区程度にまとめながら、今おっしゃったとおり、北には北の課題もございまして、南には南、西には西の課題もございまして、そういった中で地域の皆さん方と率直に意見交換しながら、それぞれの持っている地域の課題なんかもしっかりと押さえながら、計画に反映できればいいなというふうに考えていますので、まちづくり基本条例の基本原則である情報共有、市民参加、参画、これを基本としながらこの策定に当たってまいりたいと考えているところです。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次の質問ですが、北地区子どもセンター建設についてお伺いたします。

国は、児童館としての位置づけを、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操豊かにすることを目的とする児童福祉施設としています。ある文献には、児童館は公立の社会福祉施設として唯一の自由来館施設であり、子供たちの居場所としての機能が求められており、そのためには、人的側面、物的側面、環境的側面を質的に向上させ、安心できる空間を提供していかなければならないというふうにありましたが、現在の北地区における施設は、ほくと児童館と称し、土別市福祉会館に併設されているもので、老朽化が著しく、更には狭隘であり、利用する子供たちにとっては大変な不便さと大きな不満を抱いている施設であることから、早い時期の改築が望まれており、建設に着手されることは大いに歓迎されるところであります。

そこで、今回のセンターの建設に当たって、総合的にどのようなコンセプトを持って改築される予定なのでしょうか。

児童館、児童センターは、利用対象児童を小学生以下としており、開館時間も午前9時から午後5時までとしていましたが、さきに開設したあけぼの子どもセンターにあっては、小学生以下は従来と同じですが、中学生や高校生も利用対象とし、利用時間も午後7時と午後9時までに拡大して利用されています。小学生から高校生までが同じ施設で触れ合うことは、子供た

ち自身にも大きな成果があると聞いているところではありますが、改めて、北地区におけるセンターはどう考えているのかをお聞きいたします。

あわせて、建設に当たっての年次計画と、近年は児童館においても、地域住民とのかかわりを持ちながらボランティアによる運営も進んでいる施設もあるようですが、これに対する考え方もお聞かせください。

次に、先月の新聞報道によりますと、市内小中学校適正配置計画検討委員会は2月22日、士別西小学校と中士別小学校の廃校と統廃合の方針を了承し、3月に再協議した上で教育長に提言するとの記事が掲載されていました。更に、その記事によると、閉校時期については、2019年度に北地区子どもセンター、仮称であります、市街地区に開設し、利用対象者を西地区にも広げるとあったことからの確認になりますが、西児童センターの廃止も地域の方々との協議が保健福祉部としてもされているのでしょうか。小学校の統廃合については生涯学習部の所管ですが、児童センターについては保健福祉部であります、そのような説明に担当者が直接協議の場所に行かれていないように聞き及んでいますが、実際の経過はどうなっているのでしょうか。

そこで、改めてお伺いいたしますが、西小学校が仮に閉校となれば、同時に西児童センターも廃止となるのでしょうか。そもそも小学校の通学区域と児童館とか放課後児童クラブは必ず同じでなければならない決まりがあるのでしょうか。誰でも自由にできる児童館や児童センターは、自宅との距離が遠くなればなるほど不安は大きくなりますし、利用したくともできなくなることも予想されるものであります、小学校の通学区域と児童館のあり方について、基本的といいますか、現状の考え方を聞かせたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

北地区子どもセンターの基本的な考え方については、小学生以下を対象とした児童館、放課後児童クラブとあわせて、中高校生などの幅広い年齢層の子供たちが利用できる施設として計画をしております。また、現在、発達のおくれや障害を抱える児童の放課後や夏休みなどの居場所づくりの1つとして、士別小学校の和室ミーティングルームにおいて日中一時支援事業を実施していますが、北地区子どもセンターでは、それらの児童に対しての療育や保育機能も兼ね備えた複合施設としての整備を図ってまいります。

地域住民などによるボランティアでの運営については、現在、あけぼの子どもセンターにおいて、夏祭りやクリスマスの集いなどのイベントにボランティアセンターや高校のボランティア部からの参加があり、自治会や関係団体などの御協力もいただきながら実施していますことから、北地区子どもセンターにおいても同様の考えで取り組んでまいりたいと考えております。

施設整備に係るスケジュールについては、基本設計と実施設計を平成28年度から29年7月まで、建設工期を29年9月から31年2月までとし、31年4月のオープンを予定しております。

次に、学校と児童館のあり方についてであります。

松ヶ平議員も御承知のとおり、学校の統廃合に関しては教育委員会が、児童館、児童センターに関しては保健福祉部が対応しております。

そこで、これまでの経過についてであります。士別西小学校の統廃合に関しては、保護者や地域住民に向けての説明会を、先ほど渡辺議員の御質問に対し教育委員会から御答弁させていただきましたとおり、延べ6回開催をしているところであります。説明会は士別西小学校の統廃合に関するものでありましたことから教育委員会が実施しており、参加した保護者から西児童センターに関連した質問や要望などがあった場合には、保健福祉部と連携し、その対応に努めてまいりました。

小学校と児童館などの設置区域に関する考え方についてであります。国が示している児童館ガイドラインなどでは、同一区域に設置しなければならないという基準は示されてはおりませんが、市といたしましては、緊急時の対応や特別な支援を要する子供たちの対応も含め、学校との連携や情報共有は必要であり、基本的には1つの学校区に対し1つの児童館などの設置が望ましいものと判断しているため、西小学校が閉校となった場合には、新たな通学区域の児童館を利用させていただくため、その環境整備を図るとともに、西児童センターは閉館とする考えであります。

北地区子どもセンターについては、本年3月より児童館運営委員会や子ども・子育て会議での協議を開始し、4月からは保護者や地域住民などとの協議や説明会を開催していく考えであり、保護者を初め、地域住民や関係者の方々の御意見を広く伺いながら、子供たちの安全・安心な居場所を提供し、健やかな育成を助長する拠点施設として整備を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再質問させていただきます。

今の答弁で、西小学校区域、その児童館に関することに関しては、小学校の統廃合の関係で教育委員会が行って説明したときに、質問があれば保健福祉部が答えるということだったようなんですけれども、そのときに、今まで計6回、先ほど渡辺議員の質問の答弁にもありましたけれども、児童館に関する質問はなかったのかということをもっと最初にお聞きしたいと思えます。

児童館の利用のことについてですけれども、小学校の区域、もろもろの理由があって、そこにやっぱり1つの児童館が望ましいという考え方はわかりました。そこで、今、児童館に通う児童、これは登録をしている子は学校から真っすぐ児童館、児童センターに行くことができますけれども、今の児童館、児童センターは誰でもどうぞというオープンになっていますので、その子供たちも真っすぐ学校から行けるのかというと、そうではないと。一旦学校から帰って、かばんを置いて来なさいという仕組みになっているんだというふうに聞いているんですけれども、そのシステム、仕組みを再質問でこの2つお聞きをしたいと思えますので、お願いいたします。

○副議長（谷口隆徳君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 再質問にお答えいたします。

6回の説明会の中で児童館に関しての質問はなかったのかということでもありますけれども、児童館に対する質問があったというふうには確認はしております。

そういった中で、今回の場合については、先ほど御答弁申し上げましたとおり、1学区区について1児童館という考え方の共通認識は、保健福祉部、教育委員会とも共通認識の中で対応してきたところでありますけれども、具体的に閉校等が決まっていない中において、この西児童センターのあり方についての質問というのは、具体的には教育委員会のほうからぜひ保健福祉部も同席の上、説明を願いたいという要請がなかったことから、まだその機会ではないというふうに捉えた中で保健福祉部は同席しなかったという経過がございます。

もう1点、放課後児童クラブについては登録制でありますので、学校から児童館には真つすぐ行く、基本的に児童館を利用する方は一旦帰宅してから児童館にまた再度向かっていただくというような現状の仕組みになっております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再々質問させていただきますけれども、その児童館、登録になっている子は真つすぐ学校から児童館に行けますけれども、帰りは保護者が迎えに来て初めて児童館から自宅に帰れると。児童クラブは、誰でもいいですよということであったんですけども、それは一旦学校から帰ってから児童館に来て、そして時間になると自分独自で帰ると、帰宅するということになれば、学校から自宅が遠くなればなるほど、その児童センターに来ることがかなり不可能になってくるんじゃないかと。

だから、そういう意味で言えば、もっと広く子供たちに利用していただきたいということになれば、自動的に狭まってくるんじゃないかということでもあります。そして、遠くなればなるほど、児童センターに来る、帰るとなれば危険性も増してしまうということになれば、安心・安全ではなくて、児童館は建てるけれども、通うのに余計危険性が増すということになれば、そこは保護者に対する不安も子供たちの安全性を考えると、ちょっとそぐわなくなるんじゃないかと。

そういった意味で言えば、私はですよ、児童館は学校に1つと言いながらも、僕はボランティアと言ったのは、やっぱり地域で子供を育てるといったときには、その地域の中でしっかり大人も責任持っていくという意味で言えば、その観点で言えば、地域で児童館を支えるということも必要ではないかというように思うんですけども、そこら辺についての考え方、あくまでも原則、決まりはないということなんですけれども、そういう考え方というか視点を持って地域との意見交換なんかできないものか。再々質問でお聞きしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 現在の児童館の利用につきましては、一旦自宅に帰ってからの利



用というのが一つの基本とはなっております。ただ、事情によりまして、児童館を利用するために自宅に一度帰ることができない場合などについては、保護者から個別に相談を受けながら、連携を密にとりながら、子供たちの安全を第一に考えたルールのもとお預かりしている場合がありますので、北地区子どもセンターについても同様の考え方で柔軟な対応をしてみたいというふうに考えております。

当然、今、議員からお話のありましたように、地域との連携という部分も非常に大事でありますことから、このエリアに該当する地域住民の御協力もいただきながら、スムーズな児童館運営に努めていきたい。更には、安心して通える児童館というような形で地域全体での取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 私の最後の質問であります、電力小売の完全自由化に伴う対応についてお伺いいたします。

私も北海道電力の電気料金の再値上げのときに質問し、その対策として、電力小売業者から購入しており、その結果、北電からの購入時と比較するとそれなりの効果があったとの答弁をいただいておりますが、2月25日付の朝刊のトップ記事に、新電力撤退、道内1,000軒困惑との大見出しで、経済産業省は、大手電力会社以外で電力を販売する新電力大手のロジテック協同組合が4月以降の電力販売に必要な事業者登録の申請を取り下げたとあり、士別市も3月中に北電に切りかえることを決めたとありました。

このことは市側に過失があったわけではありませんが、改めて、この協同組合との契約内容と、記事では2014年夏からとありましたが、ここからの購入によりどの程度経費の圧縮が図られたのかを説明願いたいと思います。

あわせて、以前に戻っての北海道電力との契約になるようではありますが、ロジテック協同組合から購入前と比較をすると損失はないのでしょうか。いわゆる再契約によって不利が生じないのかをお伺いしたいと思います。

次に、今年4月1日からは電力小売の全面自由化となりますが、そもそも電力の自由化は2000年3月から大口の契約者から始まっており、順次、契約キロワット数が下げられてきて、この4月からは一般家庭の小口契約でも自由化となり、電気の購入先の選択肢が増えることから、公共施設の小口契約の今後はどうするのか考えをお聞きしたいと思います。

先月、経済産業省北海道経済産業局から職員に来ていただいて、士別消費者協会の理事の勉強会を開催したところでありますが、その時の話では、2月8日時点での登録小売電気事業者数が169社あり、今後ますます増えるだろうと言われていました。同時に、消費者とのトラブルも懸念されていたので、行政側も広報などを活用して被害に遭わない取り組みも要望して、この質問を終わりたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず、日本ロジテック協同組合との契約内容と節減効果についてであります。

平成12年から、電力の小売自由化によって、電力を電気事業者から調達して顧客に安価で提供する特定規模電気事業者、いわゆる新電力が登場し、企業や商業施設、自治体などの大口顧客が契約先を変更してまいりました。本市においても、26年8月から新電力である日本ロジテック協同組合と契約を締結してきており、現在、本庁舎や学校など大口の39施設が対象となっております。

契約内容は大きく2つに分かれており、1つには、新電力が発電所などから安価に電力を調達し、既存の送配電網により顧客に供給する一般契約で、25施設が対象となっております。もう1つは、電力需要を取りまとめ、一括調達することによって価格交渉力を高めることを目的とした共同購入契約で、14施設が対象となっております。これらの契約では、新電力が供給する電力量が仮に不足するような場合でも、電力会社が補うことで電力供給がとまることを防ぐことになっており、また、既存の高圧受電設備をそのまま使用でき、新たな機器購入や設備投資が必要ないものとなっております。

そこで、電気料金の節減についてですが、施設ごとに北海道電力の料金に対する割引率として1%から14%の範囲でそれぞれ設定されておりまして、平均では2.5%の割引率となっております。契約してからこれまでの電気料金の節減額はおおむね600万円、年間約450万円程度の節減効果があったところであります。

次に、北海道電力との再契約についてです。

本市では、日本ロジテック協同組合が3月末で電力小売事業を停止し、4月からの電力販売に必要な事業者登録の申請を取り下げたことを受け、現在、北海道電力と再度契約を行う手続を進めているところであります。

再契約に当たって、契約期間を1年未満とした場合には割高な電気料金が適用され、昨年の利用実績をもとにした試算では月額で約400万円増加する見込みとなりますことから、当面は通常の契約とする考えであります。新電力と比べると高額になる電気料金の増加分については、引き続き、節電などに努めることにより経費の圧縮を図ってまいるところであります。

また、公共施設の小口契約についてであります。4月からの全面自由化に向け、電力小売事業者の登録数は全国で200社、道内でも10社以上に達する見込みである一方、各事業者の電力供給の開始時期や料金メニューなどの詳細については現時点では明確になっていないことから、これらの内容を見きわめるとともに、大口施設契約との関連や電力の安定供給に関する状況を踏まえて、総合的な観点のもとに新電力の導入に向けた検討を進めてまいり次第であります。

次に、消費者被害防止に向けた啓発についてであります。

電力小売の自由化に関わる消費生活面での取り組みとしては、去る2月23日に開催した環境フォーラムにおいて、電力自由化の仕組みや事業者選択のポイントなどをテーマとした講演を

設けるなど、被害防止に向けた啓発を行っているところであります。今後も多様な事業者の参入と撤退が予想されますことから、消費者である市民に対しては、自分の契約内容と電気の使い方を確認すること、各電力会社の料金体系を詳細に比較すること、そして、決して契約を急がないことなどを啓発し、引き続き、消費者被害の防止に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を挟み、午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時46分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成28年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律という長い名称で、この4月1日から実施される新たな法律、障害者差別解消法に関することについてお伺いいたします。

障害者差別解消法とは、これまで障害者政策のベクトルがおおむね障害者に向いていたのに対して、社会全般に志向が向いている点が大きく異なり、その意味では、全ての人の全ての人権確保に向けての障害に焦点を当てた社会の障壁除去の取り組みと言えるもののようです。障害者政策のみならず、人権保障の一環という色彩も強いものであると考えます。

目的として掲げられているものは、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現であります。つまり、障害を理由とする差別があることを認め、その上で、そうした差別の解消を目指す法律であるということのようです。

この障害者差別解消法には3つの大きな柱があり、まず、行政機関や民間の事業者による障害者に対しての不当な差別的取り扱いを禁止していること。次に、行政機関や民間事業者による合理的配慮を求め、行政機関には合理的配慮の提供が義務づけられ、民間の事業者には合理的配慮の提供が努力義務となっていること。そして、政府は差別解消を図るための啓発運動の実施と差別と差別解消に関する情報収集をしなければならないということでもあります。

ところで、障害者への差別を禁じ、社会参加を促す取り組みは、今や国際社会の潮流となっています。障害者差別解消法の背景には、2006年、国連で障害者の社会参加などを進めるための権利条約が採択されたことが発端となっています。以降、各国で法整備が進められ、日本でも障害者の自立支援法、総合支援法、虐待防止法などの法整備が相次いで行われました。

障害者差別解消法が2013年6月に成立したことを踏まえ、国内の法律が条約の定める水準に

達したとして、日本も2014年に障害者権利条約を批准、同法の内容について十分な周知期間が必要だと判断されたため、施行は本年4月となったところです。所管の内閣府も、この法律の趣旨や内容理解のため、リーフレットの作成等広報啓発を行っているようです。

そこでお尋ねいたしますが、行政機関や民間の事業者による障害者に対して不当な差別取り扱いを禁止しているこの法律、本市としては、これに向けて今後どのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思います。また、ここでいう不当な差別とは具体的にどのようなことが差別に当たるのかもお願いします。

加えて、行政機関に義務づけられている合理的配慮とは何なのかもあわせて具体的に教えていただきたいと思います。更に、障害者の身近な相談窓口として、障害者団体や医師、有識者による障害者差別解消支援地域協議会も義務ではなく努力目標として設置できるようになっていますが、本市としてその対応に当たるのか、設置の可能性についてお答えいただきたいと思います。

以上お聞きいたしまして、私の最初の質問を終わります。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

本年4月から施行となる、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、谷議員お話しのとおり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とする法律であり、本市においても地域福祉計画や障がい福祉計画に位置づけているところです。

そこで、法律に対する本市の取り組みについてですが、既にその概要については市ホームページで周知しているところであり、この法律を有効に機能させていくためには、市民一人一人に法の内容が理解されるとともに、障害者に関する正しい知識のもと、行政機関や事業者などが一体となって障害のある方の社会参加に必要な環境整備を進めていくことが重要でありますことから、まずは、これら知識を広めるための啓発活動を行ってまいります。

初めに、市職員の対応につきましては、北海道が作成した職員対応要領を準用することとし、全庁横断的に組織している地域福祉計画及び障がい福祉計画の庁内策定委員会での内容確認の後、全職員に配付し、その対応に万全を期してまいります。

また、市民への周知については、4月1日号の市広報紙への掲載を予定しているほか、地域政策懇談会などで説明を行うとともに、市内事業所へは土別地域障がい者職親会や土別商工会議所、朝日商工会などを通じた啓発活動を展開してまいります。

更に、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などと連携する中で、研修会や交流会などあらゆる機会を捉え、啓発活動に取り組んでまいります。

次に、法律の根幹ともいえるべき不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供についてですが、法律では、不当な差別的取り扱いを、障害があるということだけで、正当な理由がなく

サービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけたりするような行為とされており、例えば、障害があることを理由に施設の利用や習い事の入会を断ることやアパートの契約を断ること、更には、説明会やシンポジウム等への出席を拒むこと等が挙げられます。

また、行政機関に義務づけられている合理的配慮とは、障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことで、例えば、車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡したり、乗り物に乗るときに手助けをしたりすることや、窓口でのコミュニケーションの際に必要な応じ筆談や読み上げなどで対応するほか、難しい言葉を使わず、わかりやすい言葉で説明することなどが挙げられ、こうした配慮を行わないことで障害のある方の権利利益が侵害される場合には差別に当たるとされています。

これら不当な差別的取り扱いや合理的配慮の個別具体的な事例の取り扱いについては、今後、法施行後3年間の相談事例や裁判例などを踏まえ、法や対応要領の見直しが行われることとなっています。

次に、障害者差別解消支援地域協議会についてですが、この協議会は、障害を理由とする差別に関する相談や、紛争の防止、解決の取り組みを進めるためのネットワークづくりの仕組みとして、地方公共団体がそれぞれの地域で組織できるものとされており、今後、この法律をより実効性のあるものとしていくためには必要な組織であると認識しています。

本市においては、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的に、市内の障害者団体または家族会の代表者、相談支援事業者の関係者、関係福祉団体、指定障害福祉サービス事業者の関係者、学識経験者など13人で構成する士別市自立支援協議会が、まさに地域協議会の役割を担える組織として設置されておりますことから、今後もこの自立支援協議会を中心に、障害者本人やその御家族の実情に沿ったきめ細かな取り組みの充実を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 2点目の質問であります。

本市の財政状況は、先日の各会計予算並びに関連提出議案に関する説明にもあったとおり、歳出については、今後、庁舎改築事業等の大型ハード事業が予定されており、地方交付税に至っては、昨年実施された国勢調査結果の反映、更には合併算定替えの段階的削減が始まるなど、臨時財政対策債と合わせた実質的な交付税総額は前年を下回ることが予想され、一般財源の確保がより厳しい状況になってきております。

そこで、2点目は、一般財源の捻出には幾らかの一翼を担うであろう市所有地の売却等について何点かお聞きしていきたいと思っております。

言うまでもなく、一般の企業会計下では、資産を所有している個人、法人を問わず、民間の事業者はどこも余裕のある事業者ばかりでなく、長い間固定化されている遊休固定資産についても、当然のごとく売却して短期流動資金に変え、運転資金としてスムーズな資金繰りをして

いくことが当たり前の手段であります。

そこで、本市の市有地売却についても、即効性のある一般財源確保策として柔軟に取り組むべきと考えているところではありますが、以下の点につきまして、わかる範囲でよろしいですのでお答えいただきたいと思えます。

まず、市有地として売却に至るまでの手順はどのような手順なのか。直近二、三年程度の公売実績状況と今後の計画はどうか。公売入札価格はどのように決定していくのか。

この公売価格については昔から高どまりのイメージがあり、現在もそう思うところではありますが、売りに出している物件は近年スムーズに売却となっているのでしょうか。恐らく固定資産税の評価額、路線価等を参考にして導き出され、そして、何よりも市民のための市所有の貴重な財産であること、また、近隣の土地所有者の資産評価の低下を招くことなどから安価では売却できない。以上のようなことが高どまりの理由として考えられるところではありますが、特定の個人を優遇するわけでもなく、加えて、広く市民に公募という形で良質な市有地を提供する中では、逆に柔軟な価格でも特に問題がないと考えますが、どうでしょうか。

今後、公共施設については、公共施設マネジメント計画の策定の中、使用しない遊休地については計画的に対応していただけたらと思えますが、公売価格の設定にも実効性のある弾力ある価格へと望むところではありますが、以上までのことについて本市の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、前述したように市有地の売却に際して固定資産税の評価額も基準となり、また、市税であるという見地から関連があると考えますので、固定資産の評価方法について、そして、この際ですから市内1丁目の老朽化した大型ホテルの現況についてお伺いしたいと思います。

初めに、このホテルについては、現在、固定資産税滞納処分により差し押さえ中であるとお聞きしましたが、現在までの経緯について教えていただきたいと思えます。民間の所有であり、行政としては関知できないということもありますが、本市の今後の当面の対応もお願いいたします。市内国道沿いの人目につくところにあり、市民の関心も高いことからお伺いするものであります。

次に、固定資産税は、言うまでもなく1月1日時点で土地や建物などの資産を所有している個人、法人に課税される市町村税で、標準的な税率は資産の評価額の1.4%、家屋の評価額はその建物を同じ場所に建て直す場合にかかる建築費、再建築価格に経年減点補正率などを乗じて計算するものとなっています。しかし、この評価方法について、先日、札幌地裁で札幌市の算定方法が違法とした判断が下されました。

内容については、中央区にある10階建て居住用マンションに事務所が入っている場合のケースで、札幌市は事務所部分には事務所向けの補正率、住宅として利用されている部分には住宅向けの補正率を使い計算していたものに対して、札幌地裁は、同じ建物であれば、用途が違っても劣化する状況は同じであり、主な用途が住宅ならば、主な用途の補正率を使って計算しなければならないとして、事務所用の高い補正率で税額を納付していた事務所の所有者に過大に

徴収した税額を戻すように求めたものであります。

全道の各主要都市では、札幌市のように用途に応じた補正率か、札幌地裁の主な用途の補正率のいずれかを採用しているようであり、戸惑う自治体もあるようですが、本市はどちらの評価を採用しているのでしょうか。また、本市は札幌市のような区分所有建物はわずかではあります。同様の問い合わせ等が今までになかったのか、そして今後の対応について教えていただきたいと思っております。

以上までの点についてお聞きし、私の2点目の質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私から市所有地の売却等について答弁申し上げ、旧ホテルの関係及び固定資産の評価については市民部長から答弁申し上げます。

まず、公有地の売り払いについてです。

本市ではこれまで、社会環境の変化や住民ニーズの多様化などに対応するため、多くの公共施設や社会資本を整備し、行政サービスの充実に努めてきました。今日、こうした施設の老朽化が進み、今後の大規模改修や建て替え、維持管理のあり方などについて、財政推計も踏まえた長期的視点での検討を進めなければならない時期を迎えています。このため、老朽化した公有財産の処分や解体については、自治体運営改革会議での検討を踏まえ、過疎地域自立促進計画に位置づけることにより、財源確保を図る中で対応を進めています。

公有地の処分に当たっては、公共目的での活用見込みがあるものを除いて、売却に必要な確定測量や公設ますの設置などの整備を行った上で、土地の面積や用途に応じた基準により、財産評定委員会に諮問し、売却価格の答申を受けた後に入札による売り払いを実施しているところです。

そこで、近年の土地売り払いの実績についてです。

まず、平成25年度には旧教員住宅跡地の2筆について売り払いの公告を行いました。が、応札がなかったため、翌26年度に最低売却価格を引き下げて再度公告しました。しかし、応札がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、申し込み順による随意契約に切りかえたところ、それぞれ1件の申し出があり、27年4月に売買契約を締結したところです。また、27年11月に公告した旧保育園跡地及び旧教員住宅跡地の6筆については、3筆を入札により売却しましたが、残り3筆については入札参加申し込みがなく不落となったところであり、今後、申し込み順による随意契約の再公告を行い、引き続き、売り払い手続を進めてまいります。

これまで、売り払いの際の最低売却価格の設定に当たっては、有識者を委員とする財産評定委員会において、客観的な資産評価の目安とされている公示価格や路線価を基本に、売却予定地近隣の取引事例や過去の公売結果などを勘案し総合的な検討を行った上での答申をいただいております。この答申をもとに、適正で実勢価格を反映した売却価格の設定に努めているところです。

谷議員のお話にありましたように、公有財産の売り払い価格を低く設定することについては、1つには公有地は市民共有の財産であること、また、売り払い価格が売買実例となり、実勢価格を引き下げのおそれがあることに加え、算定にはこれまでの売り払い価格を考慮することなど慎重な対応が必要と考えています。したがって、今後においても財産評定委員会の答申を踏まえ、不落となった物件については、一定の期限を設けた上で売却価格の見直しや契約方法の変更を行うなど、計画的な売り払いに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） 私から旧ホテルの関係と固定資産の評価についてお答えします。

まず、老朽化した旧大型ホテルの現況についてです。

このホテルについては、昭和54年の開業以来、平成17年まで営業していましたが、業績不振により破産宣告し、その後は破産手続において設けられた破産財団が数回にわたって競売を行ってきました。しかし、それらの競売は不調に終わり、21年にはこの破産財団も解散していません。本市では、債権回収のため土地の差し押さえを実施してきましたが、建物の現況や他の債権者との関係から、公売し市税に充当できる可能性は低い状況にあり、現在は任意売買の情報を得る目的で差し押さえ処分を継続しています。

まちなかの国道沿いに位置し、老朽化も現状にあることから、早期の課題解決が望まれる物件であると認識していますが、今後、状況が大きく前進するとは考えにくく、差し押さえ解除についても視野に入れ検討を進める一方、当面の対応として、景観や衛生面、防犯上の面などの面で管理が適切になされているかの監視を継続していく考えです。

次に、固定資産の評価についてです。

固定資産の評価は、総務省が定める固定資産評価基準に基づいて、市町村長がその価格を決定しています。建物の評価については、原則、一棟の主たる用途の経年減点補正率、これは再建築価格に家屋の建築後の経過年数によって価格を減らす率のことですが、これにより算定することとされていますが、複合用途建物の場合、評価及び課税の均衡上、市町村長の判断により、用途別に区分してこの補正率を適用することが認められています。しかしながら、谷議員お話のあった札幌市の事案については、札幌地方裁判所が、マンションなど区分所有の複合用途建物については、一棟の建物として主たる用途で評価すべきと判断したところであります。

本市においても札幌市と同様の評価方法を適用していますが、市内に存在する区分所有の複合用途建物は1棟のみであり、また、これまで所有者からの問い合わせなどもない状況です。本市といたしましては、実際に使用している用途での補正率の適用がより現実的であり、所有者の理解も得られやすいものと考えていたところであり、今回の違法判決については他の自治体同様戸惑いを感じているところでもあります。

今回の判決を受け、札幌市は控訴する方向で検討しているとの報道もあることから、その結



果や総務省の見解などを注視するとともに、今後の動向を踏まえて対応していきたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 11番 十河剛志議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 平成28年第1回定例会に当たり、通告に従い一問一答で質問させていただきます。

最初に、第3項の新電力ロジテックの撤退の影響については、先ほどの松ヶ平哲幸議員の質問と重複いたしますので取り下げます。

1項目めは、子育て政策の充実と移住促進事業について質問いたします。

先日、2015年道内の国勢調査の速報値が公表され、道内171市町村で2010年の前回調査より人口が減り、46市町村で減少率が10%を超えました。3,000人未満の自治体も24から32に増え、上川管内23市町村の人口は50万3,706人、前回調査に比べ1万6,659人、3.2%減りました。士別市は2万人を割り、前回調査より1,857人、8.5%減の1万9,930人となりました。2015年の国勢調査の結果は、私が考えていたより多く人口減少が進んでいて、危機感を感じる場所があります。

そこで、移住促進事業の推進を図るためにも、先進事例として島根県の2件を紹介いたします。

1件目は、島根県浜田市で、2015年度、市外のひとり親家庭を対象に、市内の介護施設で親が働くことを条件に支援する事業、シングルペアレント受け入れ事業を始めました。全国から希望者を募り、6人が7月に受け入れ先の7つの介護施設を見学して回り、定住促進策としてひとり親家庭に限定するのは全国でも珍しい取り組みです。4月から破格の条件で県外のひとり親家庭を迎えるその内容は、月給15万円以上、一時金130万円など、1年限りだが1世帯当たりの経済支援は最大400万円を超えます。ひとり親家庭の支援と介護の働き手不足の解消の一举両得を狙う事業です。

対象は、高校生以下の子供がいる母子または父子家庭、市内の介護事業所と1年間の雇用契約を結べば転居費などの一時金30万円が支給される。月給は最低15万円で、加えて市から養育費が月3万円、契約どおり1年間働けば更に一時金100万円が出る。住まいは市が1万円から3万円の公営住宅を確保し、空きがなければ民間の賃貸住宅を紹介し、2万円を上限に家賃の半額を助成する。車がない人には、ネットヨタ島根が中古のコンパクトカーを無償提供する。自動車税などの諸経費は自己負担だが、車両整備費20万円は市が負担するなど、幅広い支援をしています。

5月に新聞、インターネットなどで募集したところ、北海道から沖縄まで30都道府県から約150件の問い合わせがありました。市の政策企画課は、想像以上の反響だったと話しています。最終的に15人が申し込み、見学会には都合のついた6人が参加しました。市では、今年度800万円の予算を組み、3世帯程度の受け入れを想定しているが、希望者が増えれば対応する考え

だそうです。

2件目は、隣の島根県邑南町です。2010年の国勢調査で総人口が前回の調査から1,000人弱の減少となり、18歳以下の人口も200人以上減少した。そこで、町は2011年から10年間で18歳以下の人口を1,800人に増やす、ちなみに2010年は18歳以下の人口は1,660人でしたが、1,800人の目標を掲げ、子育て支援の促進を図っています。

具体的な政策は、第2子以降の保育料無料化、保育所給食費の無料化、中学校卒業までの医療費無料化であります。そのほかにも、不在だった産婦人科医を招き、妊婦健診を16回まで無料化した。財源は過疎対策事業債をソフト事業に活用し、邑南町日本一の子育て村推進基金として5年間分を確保、2億5,000万円を積み立て、2013年の日本の合計特殊出生率、1人の女性が生涯に生む子供の平均数ですが、日本は1.43です。邑南町は過去5年の平均が2.20、2013年は2.65と国の平均を大きく上回っています。出産と子育ての環境を整え、女性に優しいまちを目指す取り組みは週刊誌やテレビでも取り上げられ、シングルマザーに優しいまちとしても評判が高まっています。

また、邑南町では移住者やUターン者が暮らしやすいまちづくりを進めるため、徹底した移住者ケアを行っております。そこで重要な役割を担うのが定住支援コーディネーターです。これは、役場の定住促進課に属する職員1名が専従で行っており、現在、定住支援コーディネーターを務める横洲 竜さんは自身も移住者であります。横洲さんは、住まいや仕事探しのみならず、生活や近所付き合いなどの日常の悩み相談にも乗っています。邑南町で定住者が増える背景には、移住の入り口だけではなく、こうした移住後のフォローを含めた徹底したケアがあります。

2件とも共通することは、子育て政策を充実させ、シングルマザーを対象にしている点とUターンの窓口をつくり、定住相談員や定住支援コーディネーターを配置して手厚いケアやフォローを行っている点が共通しています。

私は、今回紹介した先進事例のように、移住促進事業は士別に合う対象世帯に対して行っていかなければならないと考えます。この辺は士別市としていかがでしょうか。また、士別の現状の介護施設は働き手がいなく、ある施設では入居希望者が11名いて、5部屋の空きがあっても、働き手がいなく受け入れできない状態と聞きます。士別市内の介護施設の状況と市の移住に対する考えをお知らせください。

士別市は子育て日本一のまちを目指し、母子保健事業やファミリーサポートセンター事業、ひとり親家庭等児童入学資金支援事業などさまざまな施策を行っており、十分魅力のある子育て支援を行っていると思います。市民の方や士別市以外の方にも、士別市の子育てに関する事業の施策や内容をホームページなどでわかりやすく案内してはいかがでしょうか。

士別市の子育て支援の1つ、小学生医療費無料、中学生までの入院費無料の医療費給付事業を行っていますが、厚生労働省の昨年の1,742市町村への調査では、中学卒業までの医療費を助成する自治体は1,134市町村と全体の65%にも上っており、内訳は、中学卒業までが930、高

校卒業まで201であります。また、最長は22歳の学生までとする南富良野町があります。医療費の更なる拡大は福祉のばらまきにつながる可能性があり、また、医療費の増加する懸念があります。次代を担う子供たちの育成、子育て日本一のまちづくり、更には移住・定住促進に向けても、中学生までの医療費の無料化に拡大すべきと考えますが、いかがでしょうか。

移住を希望する方々は、移住先の情報を多く知りたいと思います。そんなときに、北海道移住まるごと情報サイト、ニッポン移住・交流ナビ、全国移住ナビなどのサイトを活用し、士別市の生活環境や住宅、仕事、子供がいれば学校や医療環境、子育て支援の状況を調べると思います。各サイトに登録を行い、移住を考えている方々に少しでも多くの情報や士別の魅力を伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回、質問に当たり、各地のホームページなどを見て、東川町のホームページが、写真の町と言うだけあり、文字が少なく、とても見やすく、さわやかなホームページでした。市民だけでなく、初めて見る移住・定住の方にも検索しやすくできていると思います。士別市のホームページに、移住・定住の方にもわかりやすく、検索しやすいページをつくってはいかがでしょうか。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

初めに、移住促進についてです。

本市では、交流人口や定住人口の確保、拡大を図り、地域の活性化を目指すため、平成21年から、短期移住体験住宅を活用した、ちょい田舎暮らし体験事業を進めてきました。これまでの3戸の体験住宅に加え、昨年5月には上士別地区に1戸増設し、来訪者の拡大に努めています。

まず、士別市内の介護従事者の現状についてであります。昨年7月に実施した調査結果において、市内19カ所の在宅サービス事業所では平均0.7人不足し、15カ所ある施設サービス事業所では平均2.3人不足しているという状況であり、以降、更に介護従事者が不足したことにより、入居希望者の受け入れができない施設が一部にあるとの報告も受けています。

このようなことから、新年度においては、介護従事者の確保に向けて介護職員初任者研修の受講料の一部を貸し付けし、研修修了後に市内介護サービス事業所に3年間従事していただいた場合は、この貸付金の返還を免除する、介護従事者新規就労定着支援事業を実施するとともに、高校生に少しでも介護職に関心を持っていただき、介護の担い手として市内で定着してもらうため、高校生介護職場体験推進事業を実施することにしました。

一方、昨年11月には、NPO法人住んでみたい北海道推進会議と共催し、就業体験を組み入れた移住体験モニター事業を実施したところであり、東京都在住で看護師資格を有する方が参加されました。短期移住と市内介護施設での業務を体験いただく中で、仕事の現場も実際に体験でき、また、本市の生活環境もわかったことで、移住について更に具体的に検討を進めたいとの意向があり、この3月上旬に再び来訪され、就業先や住宅について情報収集されたところ

です。

このように、就業体験を組み入れたツアーの実施などによって、より具体的な形で移住を促進することが可能と考えられることから、新年度においては同様の事業の単独での実施について検討を進める考えであり、検討に当たっては、ようこそ土別プロジェクトを再構築する中で取り組みを進めていく考えです。あわせて、本市では昨年10月に空き家・空き地バンクを開設したところであり、このバンクと連携した取り組みについても検討してまいります。

次に、医療費無料化の拡大についてです。

医療費の無料化については、人口減少や少子化が進む中、子育てしやすい環境を整える目的に加え、子育て世代の移住・定住促進を図る目的などのもと、全国的に多くの自治体で取り組まれています。道内では104市町村が中学生以上を対象とする通院医療費の助成を実施していますが、そのうち市としては6市にとどまっています。また、151市町村が何らかの形で独自の医療費助成制度を実施していますが、約4割の57市町村では対象者に所得制限を設定しており、そのうち市では8割以上が設定している中、所得制限を設けず全ての世帯を対象としているのは本市を含めて4市となっています。

医療費助成は子育て世帯の負担軽減に大きな役割を果たしているものと認識していますが、現在、4,000万円を超える財源を要しており、通院医療費の助成を中学生まで拡大した場合には更なる財源が必要となることから、現時点では医療費無料化の拡大は難しい状況です。

子供の医療費については、どの地域に住んでも負担に差がなく、安心して必要な医療が受けられるよう、本来であれば国が一定の助成を行うべきものと考えていますが、現在、国においては子どもの医療制度のあり方等に関する検討会が設置され、子供の医療制度をめぐるさまざまな事項についての議論が行われているところでもあり、この動向を注視していくとともに、全道市長会等を通じて、引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。

次に、子育て支援に関する情報提供についてです。

本市の子育てに関する情報については、ホームページやフェイスブックによる情報発信のほか、市民向けには子育て情報を冊子にした子育てガイドブックの配布を初め、行事やイベント等の案内を行っており、特に感染症などの情報については、広報しべつや子育て支援センターが発行する情報誌と子育てメールなどで周知に努めています。一方、市外の方へ向けにはホームページなどでの情報発信が主体となる中、子育て情報に特化したジャンル設定も含め、わかりやすい情報提供に引き続き努めるとともに、現在、本市のホームページについては3月下旬のリニューアルに向けて作業を進めているところでもあり、より見やすく、検索しやすい情報サイトとなるよう作業を進めます。

また、移住を希望する方や検討している方はインターネットを通じて情報収集を行うことが多いと考えられることから、全国移住ナビや北海道で暮らそうなどの情報提供サイトへの登録を初め、ニッポン移住・交流ナビとの相互リンクを設定しているところであり、十河議員のお話のとおり、今後も一層活用に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 十河議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 2項目めは、予防接種と各種検診事業について質問いたします。

私は、予防接種や検診事業についてはたびたび質問させていただいておりますが、予防接種や検診事業の必要性を考え、再度質問させていただきます。

1月に国立がんセンターは、全国16施設で1999年から2002年にがんの診療を始めた約3万5,000症例の分析でわかった、5年後、10年後に患者が生存している割合を公表しました。それでは、がんの病期1では、がん全体の5年生存率が90.1%、10年生存率が86.3%と、早期でがんを発見し治療できれば高い確率でがんを克服できるようになってきました。このことから予防接種や検診事業が必要だと私は考えます。

感染症を予防するのに安全で確実性の高い方法がワクチンの接種といわれています。免疫の少ない子供たちに、病気を防ぐために必要な免疫を安全につける方法です。また、日本人の死因第3位の肺炎で亡くなる方を少しでも減らすためにも、成人用肺炎球菌ワクチンを65歳以上の多くの市民に接種してほしいと思います。

そこでお尋ねいたします。子供の予防接種の接種状況と成人用肺炎球菌ワクチンの接種状況をお知らせください。今後の予防接種に対する周知などの取り組みのお考えをお聞かせください。

昨年10月に東京で行われた第1回地域と国をつなぐ乳がん・子宮頸がん検診促進全国大会と札幌で行われた道新フォーラム、オール北海道でがんを防ごうに参加してきました。

東京で行われた第1回地域と国をつなぐ乳がん・子宮頸がん検診促進全国大会で昨年6月に発表されたがん対策基本推進計画の中間発表では、乳がんについては死亡率は横ばい、子宮頸がんに至っては死亡率の増加傾向にあると予測されています。先進国の中で受診率が最低レベルである日本の検診制度のどこに課題があり、問題解決のために何ができるのか。乳がん・子宮頸がん検診促進を目的とする乳がん・子宮頸がん検診受診促進議員連盟の国会議員と都道府県議員、市区町村議員など300人が集まり、専門家を迎え、乳がん・子宮頸がんの基礎とがん検診のあり方の講習や諸外国や国内におけるがん検診の状況、先進事例などを聞き、理解を深め、国の動きを知り、地域でできることを考え、学び合い、つなげていくフォーラムに参加してきました。

講演の最後にパネルディスカッションが行われ、諸外国並みのがん検診率にするためにと題して、現状のがん検診の問題点や今後の取り組みなどを討論されました。フォーラムの中では、諸外国の極端な例では、キューバは検診していない者には保険を適用しない。家庭医制度の進んでいるイギリスでは、家庭医にインセンティブをかけ受診率を上げているなどの状況が報告され、国内では墨田区の未受診者対策の取り組み、島根県の子宮頸がんゼロ地域の取り組みなどが報告されました。

フォーラムに参加して、検診率を上げるために、1つは、受診対象者のがんに対する病気の

認知とがん検診受診の必要性を周知することであり、市の関係職員や学校管理職員、医療関係者、各種団体、企業健康管理者などへの勉強会を行い、多くの市民に周知できる人材をつくり、市民には公開講座やゆるキャラのメイちゃんを活用したキャンペーンもおもしろいと思いますし、パンフレットや啓発グッズの配布など定期的に行うことが受診率を上げるのに必要と感じました。受診率を上げるために、士別としてどのような周知やPRを考えておられるのかお聞かせください。

次に、コール、リコールの推進が必要だと考えます。各自治体によって差があるのが現状です。士別市も、乳がん・子宮頸がんのクーポン対象者に対して、直接クーポン券を配布、コールして、未受診者に対して再度はがきによるリコールを行っておりますが、埼玉県志木市では、緊急雇用創出基金を利用して受診勧奨事業を展開、クーポン対象者の3,600人に電話勧奨を実施したところ、留守録や家族への伝言をするケースが多く、行くと回答を得られたのは1割程度でしたが、行かないという理由を聞くことができ、わずかだがクーポン券をなくしたので再発行をという人も拾うことができたと言っております。

更に、全戸訪問3万1,000世帯に行き、チラシを配布、同時にアンケートを実施し、受診、未受診の理由をヒアリング、そこから未受診者を3分類いたしました。時間がない、申し込み方法が不明等で受診に至っていないのが必要を感じるタイプ、健康に自信がある、検診が必要な年齢ではないなどの健康を過信しているタイプ、結果が怖い、検診が不安なタイプの3つに分けて、それぞれの理由に合わせた一歩踏み込んだ勧奨を徹底しています。

今、士別で行っているコール、リコールでも一定の効果はあると思いますが、大阪のある市では、リコールで検診の意識を解説した漫画「なんで20歳でがん検診!？」を送付して、前年同期2.4倍の成果を出している自治体もあります。私は、電話での声かけのほうが対象者の声を聞くことができるので受診率も上がるのではないかと考えます。今後、士別市の考え方をお知らせください。

子宮頸がん検診の細胞診とHPV検査併用検診の導入についてお聞きいたします。

島根県出雲市は、2007年、2008年、HPV併用検診をモデル事業として導入しました。厚生労働省のガイドラインでは推奨しないこと、前例主義という行政気質などの逆風もあったが、低受診率、低発見率、若年層のがんが増えたという検診状況の危機感を訴え、県を動かすことができました。2009年から2011年は自治体が独自で実施しています。島根県21市町村のうち20市町村に波及して行っております。

検診費用を試算してみると、細胞診のみを3年間実施した場合に比べて、HPV併用検査を3年間実施すると費用を30%削減でき、財政難な自治体ほどHPV併用検査への移行が有意といわれています。HPV併用検査の導入後、病変発見数が増え、若年者の受診率も増えたと島根県の成果報告で出ております。子宮頸がん検診の細胞診とHPV検査との併用は、前がん病変をほぼ確実に見つけることができ、両方とも陰性であれば最低3年間はがんにかからないとされており、将来の安心が得られます。厚生労働省も現在、HPV検査の導入に向け検証事業

を実施しています。子宮頸がん検診の細胞診とHPV検査の併用の士別市の考え方をお聞きして、私の一般質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、子供の予防接種については、BCG、二種混合、四種混合、麻しん・風しん、ポリオ、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘の8種類があり、接種率はそれぞれ9割以上となっています。また、成人用肺炎球菌ワクチンについては、平成26年9月からの定期接種化に伴い実施しており、接種数で申し上げますと、初年度の26年度は1,204人、27年度は28年1月末現在であります。340人、合計で1,544人接種しており、定期接種前に接種した方約600人を含めると、65歳以上の方の約3割の方が接種済みとなっています。

子供の予防接種の周知については、現在、市の広報紙やホームページにより周知するとともに、新生児訪問時に予防接種スケジュール表をもとに保護者に説明しているほか、乳幼児健診時には母子健康手帳の予防接種記録を確認し、未接種のものがある方については接種勧奨するとともに、今後接種が必要な予防接種の種類や時期をお知らせしています。更に、麻しん・風しん及び二種混合については、接種年齢に達する時期に合わせ、郵送による個別案内を行っています。今後は、受診率向上に向けて、現在の周知方法に加え、健康管理システムを活用して各種予防接種の接種状況を把握する中、未接種者には電話や訪問により周知を行ってまいります。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンの周知については、現在、市内医療機関及び公共施設に啓発ポスターを掲示するとともに、健康管理システムにより接種対象となる満65歳に到達する方を毎月抽出し、はがきによる案内のほか、各地域の健康相談の場においても周知を図っているところです。今後においては、関係機関の協力を得る中、老人クラブや九十九大学、更には、28年10月に開設予定のいきいき健康センターなど高齢者が多く集まる場において、予防接種に関するワクチンの効果及び手続方法等の説明を行ってまいります。

次に、受診率向上に向けた周知やPRをどのように考えているのかとのお尋ねであります。

十河議員お話しのとおり、がんについての知識の普及やがん検診の必要性の周知は受診率向上のためには必要なこととありますことから、現在、年間の検診スケジュールを市のホームページを初め広報紙でお知らせするとともに、各検診の前には全戸チラシによる周知を図っております。更に、昨年4月から市広報紙に設けました健康長寿の専用ページにおいて、子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がんの特徴や検診の意義、実施方法、予防に向けた生活について、計7回にわたり掲載したほか、保健推進員研修会の場に一般市民の参加も募り、がんに関する学習会を実施するなど啓発に努めてまいりました。今後は、広く若い世代への周知として、乳幼児健診の場での受診勧奨や、御提言のございましたゆるキャラ「メイちゃん」などの活用や保育園保護者へのパンフレットの配布など、工夫を凝らしてまいります。

また、検診周知に向けての人材づくりについては、谷口議員の御質問でお答えしましたよう

に、地区担当保健師の役割であります、みる、つなぐ活動の積み重ねにより、動かす活動として地域全体での健康学習会が広がりを見せており、健康づくりへの機運が高まっていますことから、このことがまさに検診受診率の向上につながるものと考えています。今後も、保健推進員や自治会、企業などの協力を得ながら、学習機会の拡大を通じた人材の育成に努めてまいります。

次に、コール、リコールの推進についてであります。

乳がん・子宮頸がん検診対象者へは、国が実施しているクーポン券を送付するほか、検診対象年齢に到達された方や発症しやすい年齢の方へは市独自の施策として検診の案内はがきを送付しています。また、クーポン券の未利用者に対しては、乳がん・子宮頸がんの集団検診の実施時期に合わせ、はがきによる受診勧奨を実施し、その結果、未受診者のうち乳がん検診については12.5%に当たる約180人の方に、また、子宮頸がん検診については10.5%に当たる約110人の方に受診をしていただきました。

議員お話のありました電話での受診勧奨については、直接対象者に検診の必要性を伝えることができるため、受診勧奨の効果が高いと思われまことから、申し込み制の検診など電話番号をお聞きしている場合については、現在と同様、電話による受診勧奨を継続してまいります。また、大学生などで市外に在住するクーポン券対象者に対し、旭川以外の札幌、釧路のがん検診センターにおいても個別検診が受けられることも周知してまいります。

最後に、子宮頸がん検診の細胞診とヒトパピローマウイルス、いわゆるHPV検査についてお答えいたします。

平成27年6月に厚生労働省から発表されたがん対策推進基本計画中間評価報告書によりますと、子宮頸がんによる死亡率が増加傾向にある中、子宮頸がんは主にHPVへの感染が原因であるものと報告されています。したがって、子宮頸がん検診とHPV検査を併用することで、がんになる前の早い段階から危険性があることを知ることができるとして併用検診を実施している自治体もありますが、がんを発見するためには継続的に子宮頸がん検診を受けることが重要になるとされています。

また、HPVに感染している状態が長期間続くと、ごく一部の方ががんに移行するとの報告がありますが、多くは自分の免疫力で自然に消滅するウイルスでもあるため、毎年、感染の有無を確認していく必要があります。特に、免疫力が高い若い女性については、検査の結果、感染していると指摘を受けることで、がんに移行するのではないかと、妊娠ができないのではないかなどの不安を助長する可能性があることも報告をされています。また、国立がん研究センターでは、HPV検査で子宮頸がん死亡率減少効果の有無を判断する根拠が不十分として、現段階では市町村が実施する検診としては勧められないとの指針が示されているところです。

このようなことから、市といたしましては、HPV検査を導入するに当たっては、検査の有効性などが示されていない現状から、国の動向を注視しながら、HPV検査を含め、検診のあり方を慎重に検討するとともに、まずは現行の検診方法による受診率向上に鋭意努めてまいり



ます。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

---

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 2時37分散会)